

特惠税率（一般特惠・EPA） を活用するための原産地規則 ～原産地規則の概要・初級者向け～



東京税関 業務部
総括原産地調査官
（東京担当）

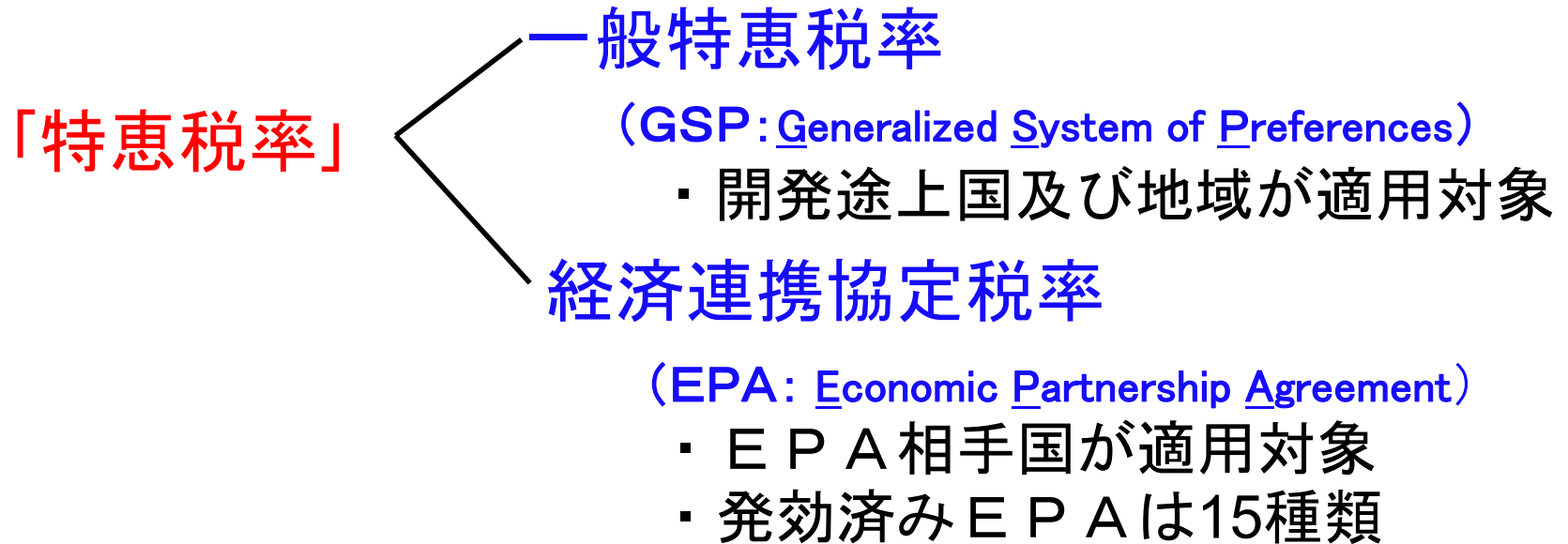
本日の説明事項

1. 特恵税率と原産地規則
2. 原産地基準（原産品とは）
3. 積送基準と手続的要件
4. その他

1. 特恵税率と原産地規則

(1) 特恵税率とは

- 「特恵税率」とは、特定の国・地域の産品に対して与えられる他の国よりも低い税率。



特恵制度では、相手国を原産地とする貨物(相手国の原産品)に対してのみ特恵待遇を与える。

特惠適用対象国

アセアン締約国
10か国(含日本)

2国間、アセアン適用可能

シンガポール

ブルネイ

マレーシア

タイ

2国間、アセアン、
GSP対象国

フィリピン

ベトナム

LDC: アセアン、GSP
対象国

ミャンマー

カンボジア

ラオス

2国間のみ適用
可能

スイス

オーストラリア

チリ

GSP受益国及び地域
140

メキシコ

インド

ペルー

インドネシア
(日アセアン協定未発効)

モンゴル

2国間、GSP
対象国

◎EPAとGSPの両方に税率の設定がある場合

原則: **EPA税率が優先**されGSP税率は適用不可

例外: **GSP税率の方が**EPA税率より**低い**場合(両方適用可能)

LDCの場合(税率に関係なく両方適用可能)

(関税暫定措置法施行令第25条第2項第6号、第7号)

税率比較

適用税率

GSP > EPA

EPA

GSP < EPA

選択可

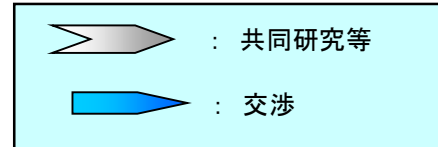
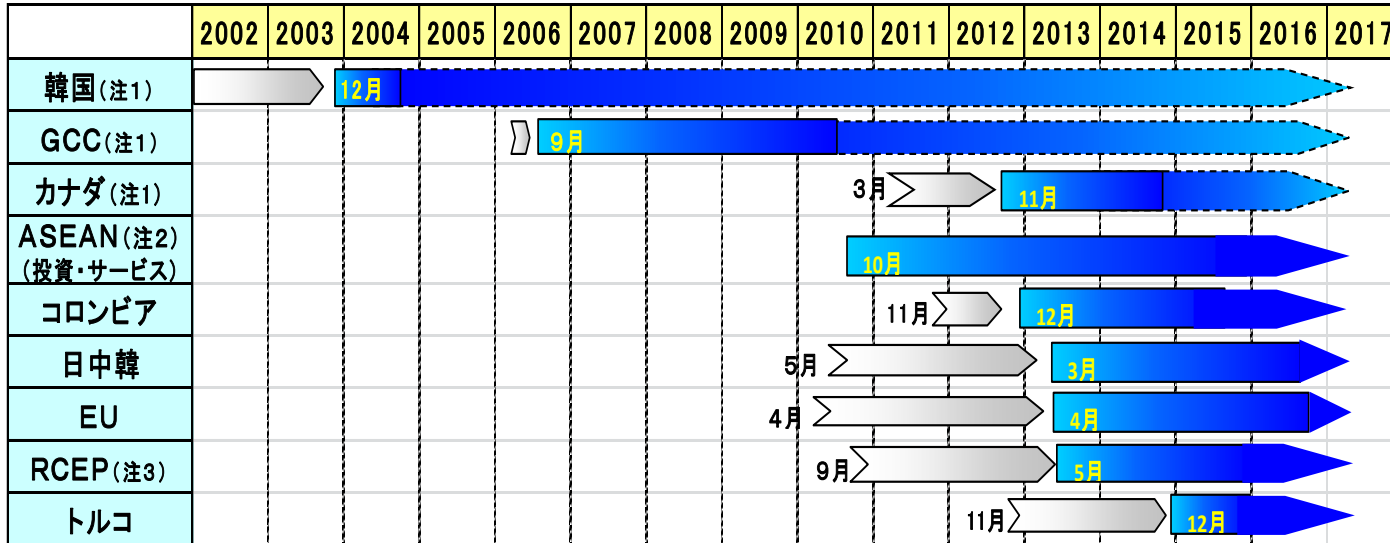
GSP = EPA

EPA

各国との交渉中EPAの進捗状況 (2017.1時点)

日本は、2002年に発効した日シンガポールEPA以降、これまで**15のEPA**を発効

各国とのEPAの進捗状況



(注1)日韓EPA、GCC (*)、日カナダ経済連携協定:交渉延期中又は中断中

(*)GCC(湾岸協力理事会):アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)

(注2)ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注3)RCEP(東アジア地域包括的経済連携):ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)

(注4)TPP(環太平洋パートナーシップ):シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

※発効又は署名済みEPA

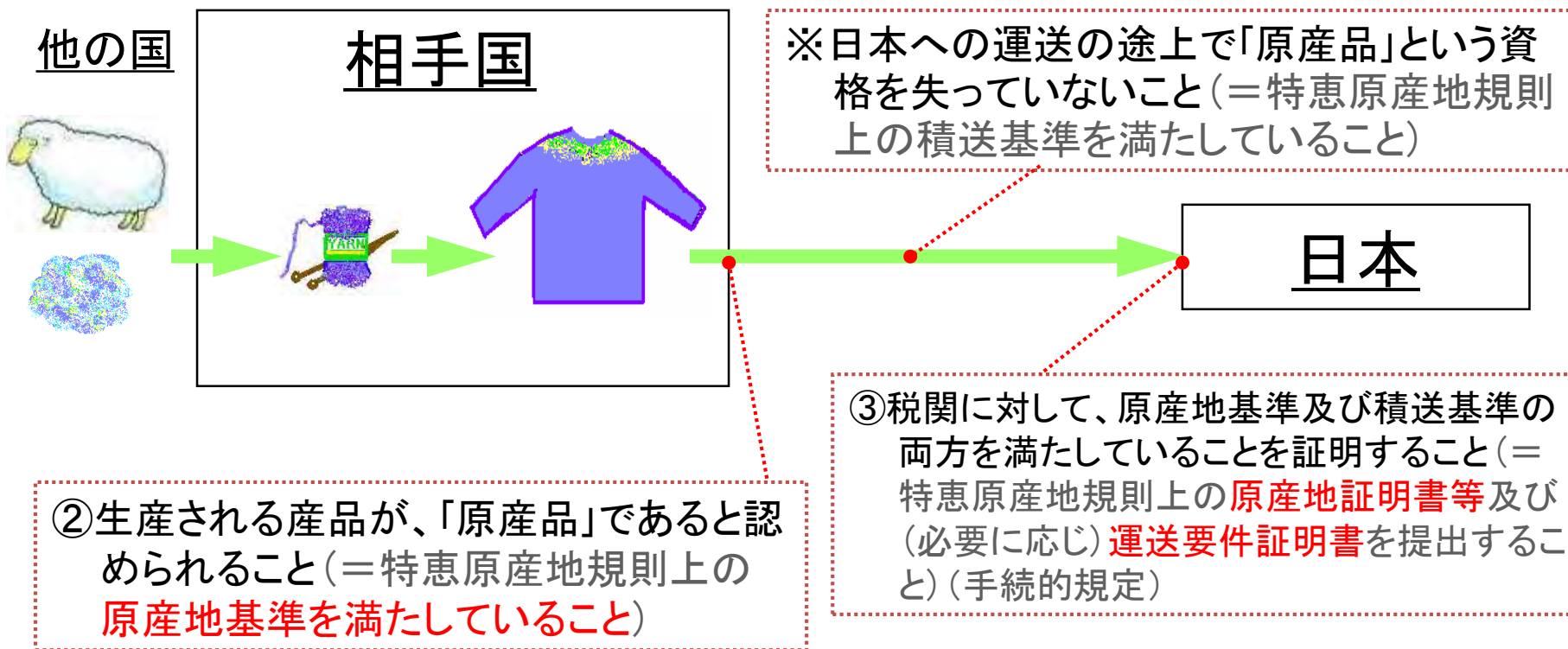
シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効
メキシコ	2005年 4月発効 (2012年4月改定)	スイス	2009年 9月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
チリ	2007年 9月発効	インド	2011年 8月発効
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年 3月発効
インドネシア	2008年 7月発効	豪州	2015年 1月発効
ブルネイ	2008年 7月発効	モンゴル	2016年 6月発効
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP(注4)	2016年 2月署名(未発効)

※インドネシアは未発効

これらEPA発効国・地域との貿易については、EPA税率の適用が可能

(2) 特恵税率適用のための条件

- ① 輸入される製品に関して、**特恵税率が設定**されていること
(EPA:協定の譲許表、一般特恵:暫定措置法別表)



特恵税率適用のためには①②③の全てを満たす必要がある

関税分類番号(HS番号)とは？

- 関税分類番号(HS番号)

- 関税分類番号(HS番号)～HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号

- 類(2桁)・・・(例)第26類

Chapter

- 項(4桁)・・・(例)第26.01項

tariff heading

- 号(6桁)・・・(例)第2601.11号

tariff subheading

第5部 鉱物性生産品

第26類 鉱石、スラグ及び灰

統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S. code		
26.01		鉄鉱(精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。) 鉄鉱(精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。)
2601.11	000	凝結させてないもの
2601.12	000	凝結させたもの
2601.20	000	焼いた硫化鉄鉱

原産地規則の構成要素の内容

特恵税率が
設定されて
いること

原産地規則の 構成要素

原産地規則

原産地基準

積送基準

手続的規定

3種類の原産品

完全生産品

(材料：[自然]または
完全生産品のみ)

原産材料のみから
生産される産品

(材料：原産材料のみ)

実質的変更基準を
満たす産品

(材料：非原産材料を使用)

EPAのみ。
GSPでは実質的変
更基準を満たす産
品に含まれる。

品目別規則

関税分類変更基準

付加価値基準

加工工程基準

実質的変更基準の例外

累積 (EPAのみ)

自国関与 (GSPのみ)

僅少の非原産材料

原産資格を与えるこ
ととならない作業

原産地証明書等
事後確認手続等
運送要件証明書

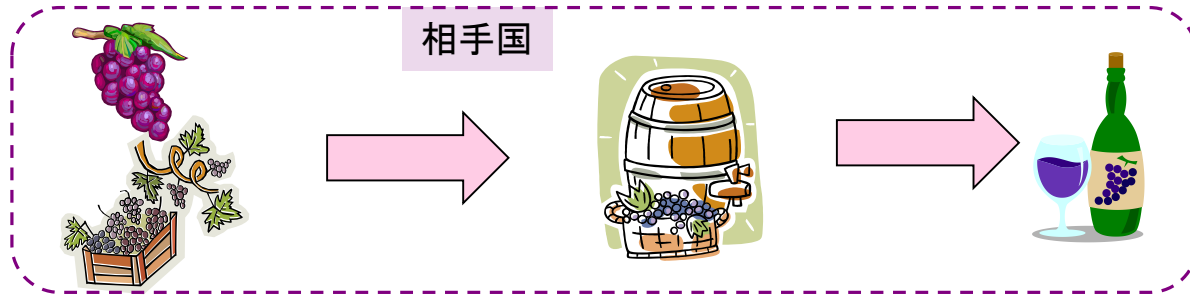
通し船荷証券の写し

積替国の官公署が発給
した証明書

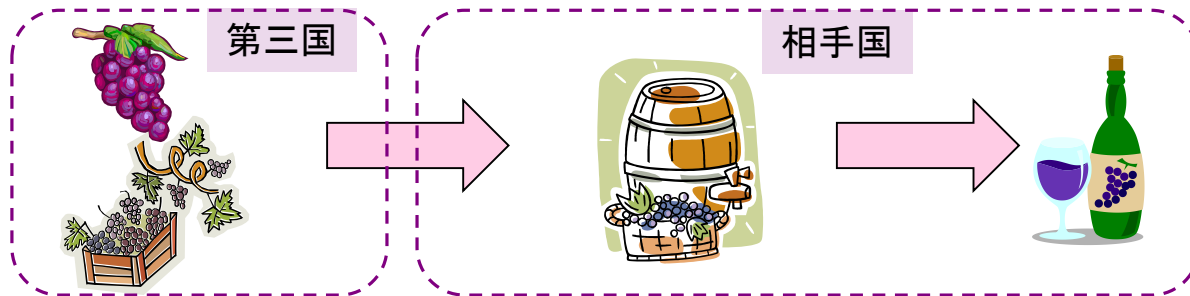
税関長が適当と認めるもの

2. 原産地基準（原産品とは）

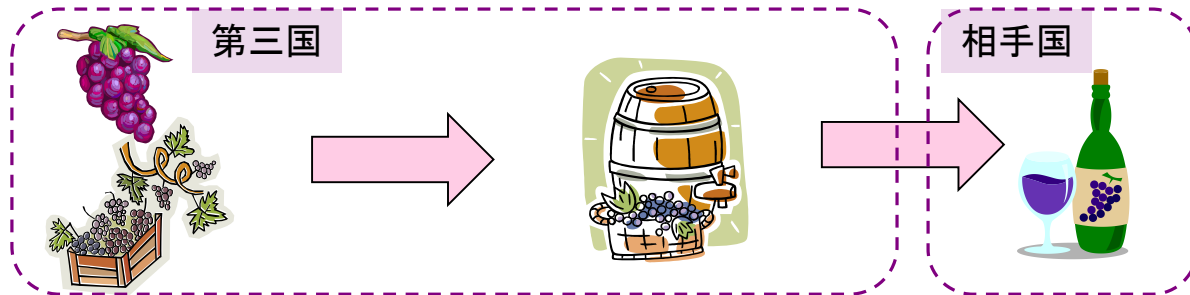
EPA特恵税率を適用する原産品とは (原産地基準の必要性)



相手国から輸入されたワインといっても、必ずしも一つの国で完結するわけではない。



EPAによる特恵税率の対象となる相手国のワインとは何か(原産地規則)決めておく必要がある。



原産地規則を満たす原産品のみを特恵税率適用の対象とする。

ぶどうを収穫

醸造

ビン詰め

原産地基準を満たしていること

(=生産された貨物が「**原産品**」であると認められること)

【日タイEPA第28条 原産品】

この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の**原産品**とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

完全生産品

- (b) **当該締約国の原産材料**のみから当該締約国において完全に生産される産品

原産材料のみから生産される産品

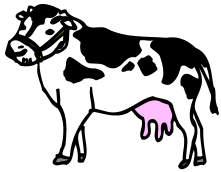
- (c) **非原産材料**をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす産品

⇒ (a) ~ (c) のいずれかであれば、特惠待遇を要求できる。

(a) 完全生産品

日タイEPA第28条2



(a) 生きている動物であって、タイにおいて生まれ、かつ、成育されたもの
(家畜等)



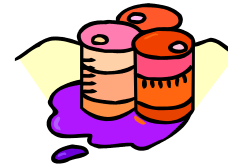
(b) タイにおいて狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
(捕獲野生動物等)



(c) タイにおいて生きている動物から得られる産品
(牛乳、卵等)



(d) タイにおいて収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
(切り花等)



(e) タイにおいて抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
(原油等)



(f) タイの船舶(定義あり)により、タイ及び日本の領海外の海から得られる水産物その他の産品
(公海で捕獲した魚等)

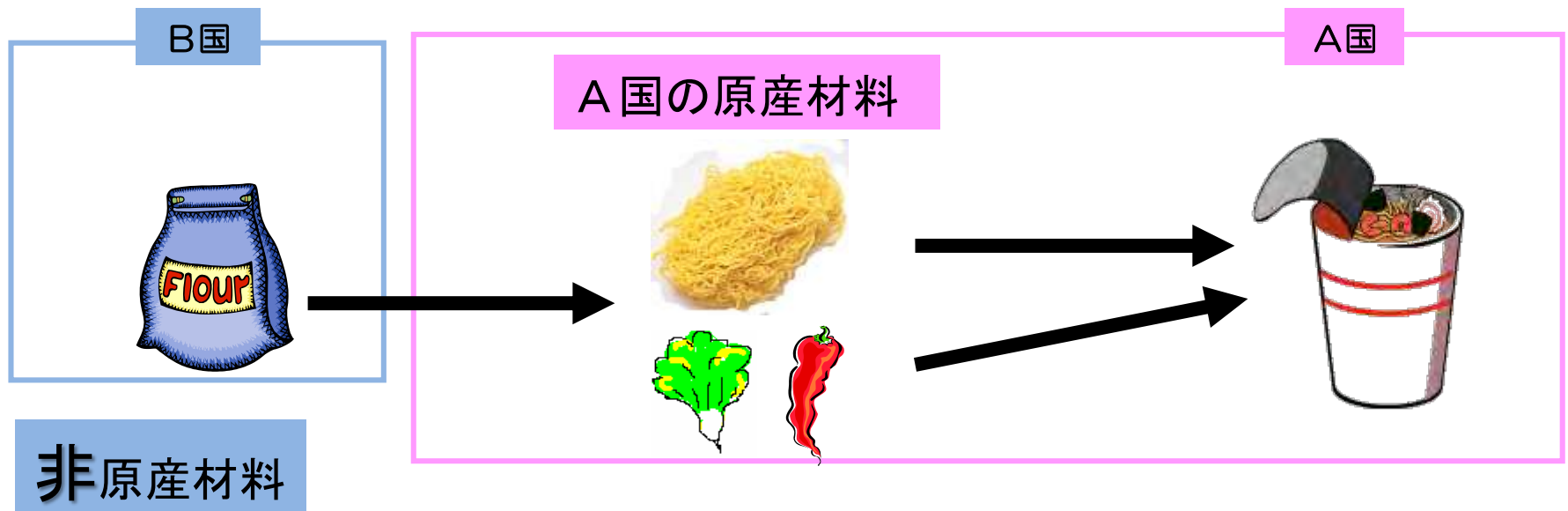
(g) ~ (k) 略



(l) タイにおいて(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
(a)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

(b) 原産材料のみから生産される産品

生産に使用された材料はすべて**原産材料**であるため、外見上は1カ国で生産・製造が完結しているように見えるが、**原産材料**の材料に他の国の材料(**非原産材料**)を使用しているもの



(c) 実質的変更基準を満たす産品

他の国の材料(非原産材料)を直接使用した産品で、その非原産材料全てに対し、「大きな変化(=実質的変更)」を伴う加工が行われて製造された産品。



大きな変化=「実質的変更」が起こった国を原産地とする考え方を「実質的変更基準」と呼ぶ。そして、このような産品を「実質的変更基準を満たす産品」と呼ぶ。

【原産品としての3つのカテゴリーの違い】

(a) 完全生産品

材料をどこまで遡っても
原産材料のみ

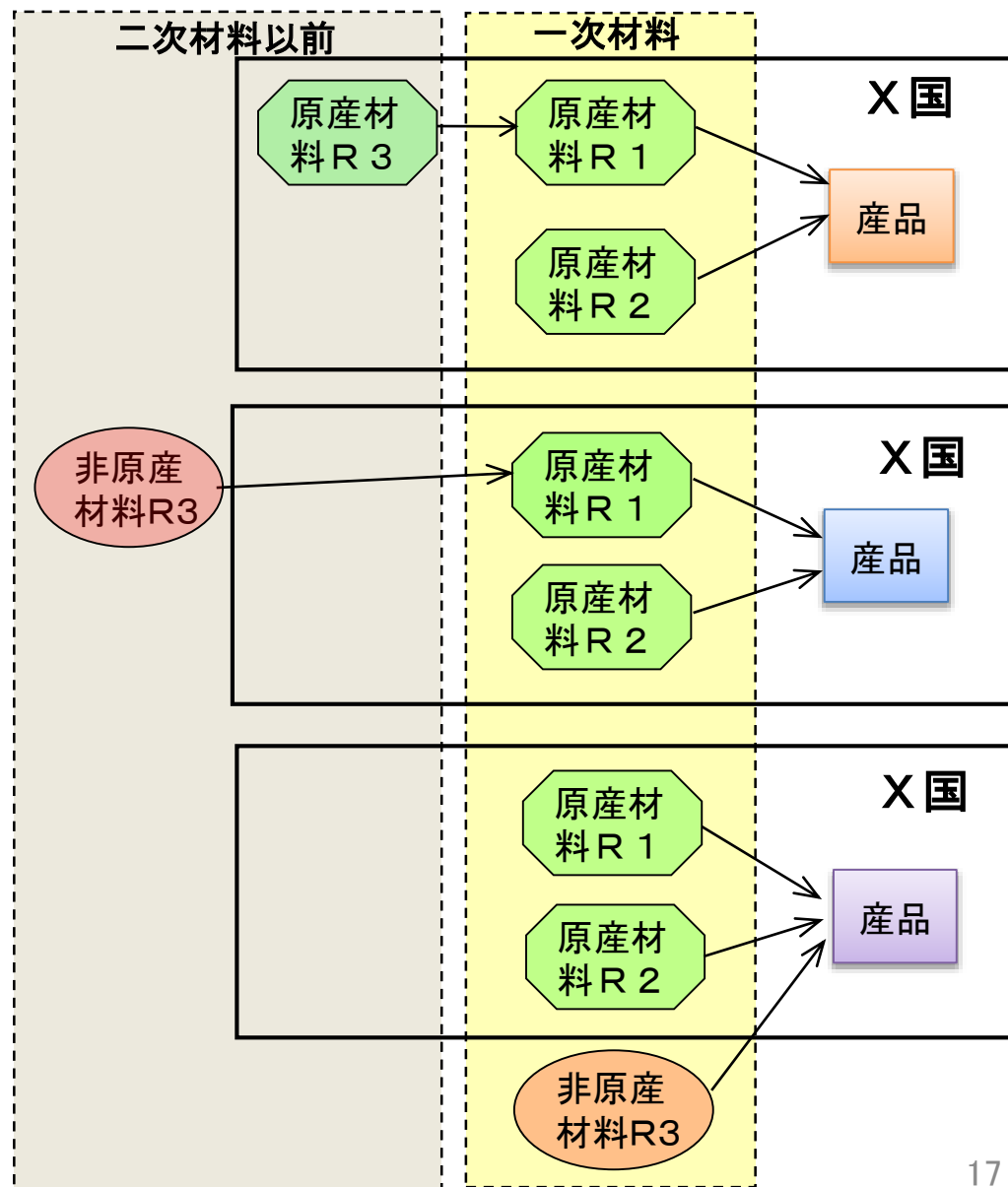
(b) 原産材料のみから 生産される産品

一次材料は全て原産材料だが、
二次、三次材料…と遡っていく
とどこかで非原産材料が
出てくる

(c) 実質的変更基準を 満たす産品

一次材料のうち少なくとも
1つは非原産材料

※一次材料…産品に直接使用される材料
二次材料…一次材料の材料



再掲

原産地規則の構成要素の内容

特惠税率が
設定されて
いること

原産地規則の 構成要素

原産地規則

原産地基準

積送基準

手続的規定

3種類の原産品

完全生産品

(材料：[自然]または
完全生産品のみ)

原産材料のみから
生産される産品

(材料：原産材料のみ)

実質的変更基準を
満たす産品

(材料：非原産材料を使用)

EPAのみ。
GSPでは実質的変
更基準を満たす産
品に含まれる。

品目別規則

関税分類変更基準

付加価値基準

加工工程基準

原産地証明書等
事後確認手続等
運送要件証明書

通し船荷証券の写し

積替国の官公署が発給
した証明書

税関長が適当と認めるもの

実質的変更基準の例外

累積 (EPAのみ)

自国関与 (GSPのみ)

僅少の非原産材料

原産資格を与えるこ
ととならない作業

実質的変更基準の種類

- 「大きな変化」=「実質的変更」には、以下の3つの基準が存在する。

(1) 関税分類変更基準

HS番号の変化に着目！

(2) 付加価値基準

付加価値の増加に着目！

(3) 加工工程基準

加工工程に着目！

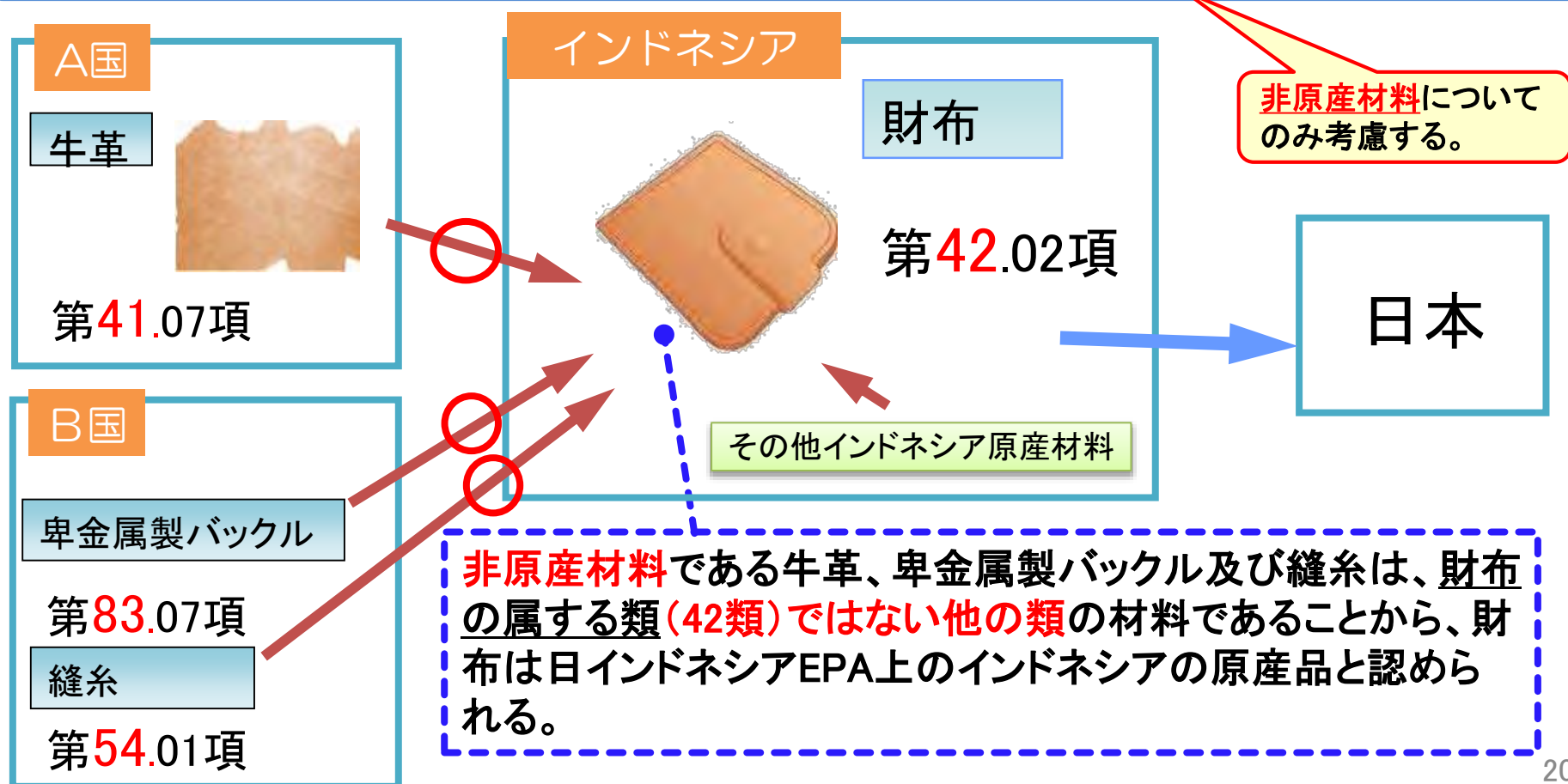
EPAごと、HS番号ごとに定められている

いずれの基準を適用するかは品目別規則に規定

(1) 関税分類変更基準

全ての**非原産材料**と製造された産品の間で、**HS番号**が一定以上変わっていれば**大きな変化**があったとする基準。

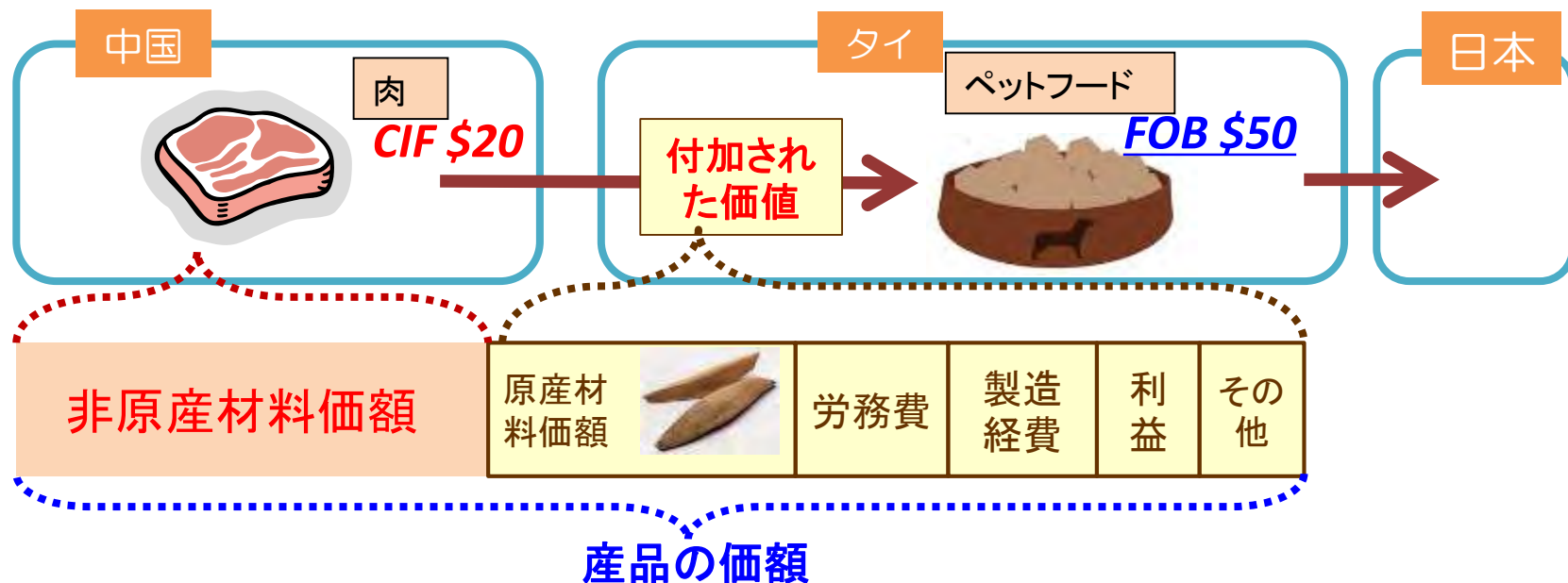
日インドネシアEPA 第4202項 品目別規則: 第42.02項への**他の類**の材料からの変更



(2) 付加価値基準

その国で付加された価値の割合（原産資格割合）が一定以上であれば大きな変化があったとする基準。

日タイEPA 第23.09項 品目別規則：原産資格割合が40%以上であること。（第23.09項の
製品への関税分類の変更を必要としない。）



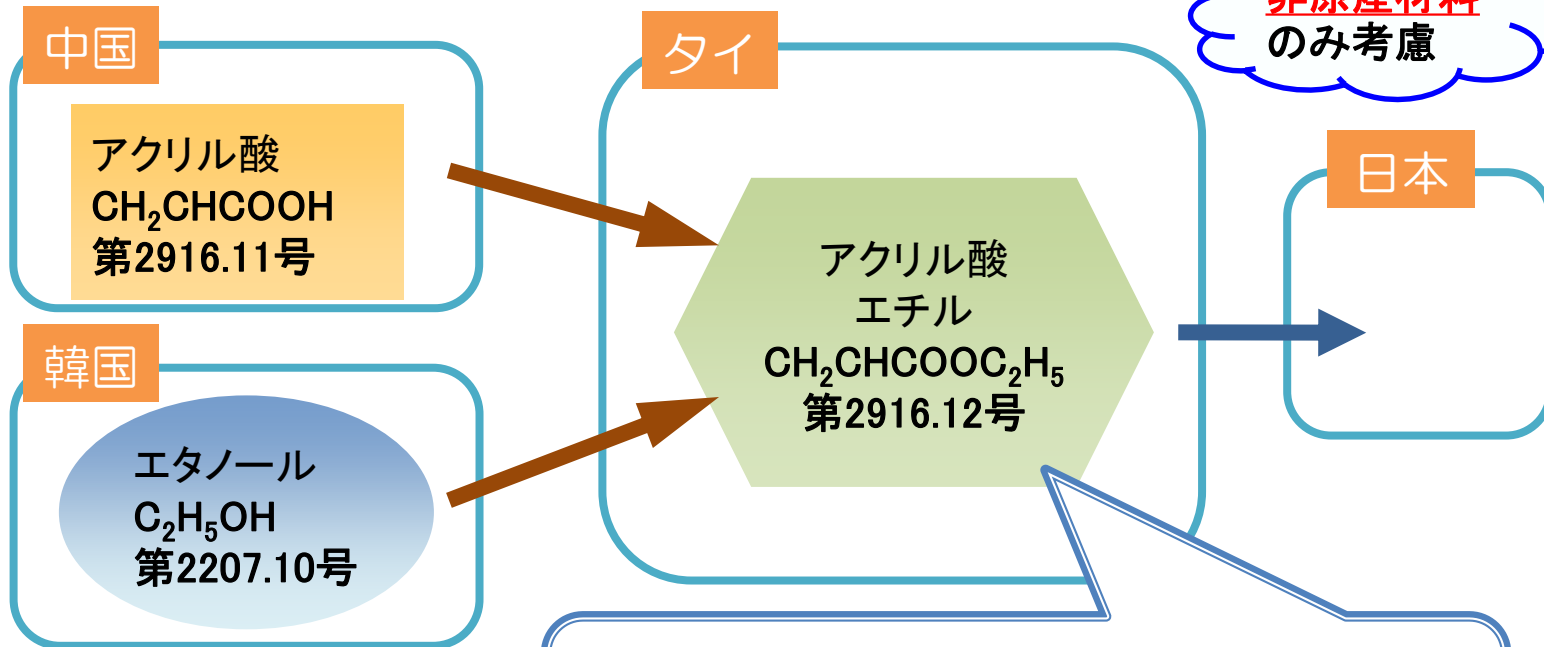
$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額 (FOB \$50)} - \text{非原産材料価額 (CIF \$20)}}{\text{製品の価額 (FOB \$50)}} = 60\%$$

ペットフードは日タイEPA上のタイの原産品と認められる。

(3)加工工程基準

非原産材料に「**ある特定の加工・作業**」が行われた場合、**大きな変化**があったとする基準。

日タイEPA 第2916.12号品目別規則：使用される非原産材料について(中略) **化学反応、(抜粋) 精製、異性体分離の各工程若しくは生物学的工程を経ること(後略)。**



→化学式が変化している。→化学反応が生じている。
→アクリル酸エチルは日タイEPA上のタイの原産品と認められる。

品目別規則の読み方

3916～3926に分類される貨物の品目別規則は・・・

①項の変更

→**関税分類変更基準**

②原産資格割合40%以上

→**付加価値基準**

③化学反応、精製、異性体分離等

→**加工工程基準**

の3つの基準で構成されているが、各基準が「**又は**」で繋がれていることから①、②、③の**いずれか**を満たせばよい。

輸入する製品のHS番号

三九・一六―三九・二六

【日タイEPA品目別規則】

① 第三九・一六項から第三九・二六項までの各
項の製品への当該各項以外の項の材料からの変
更、

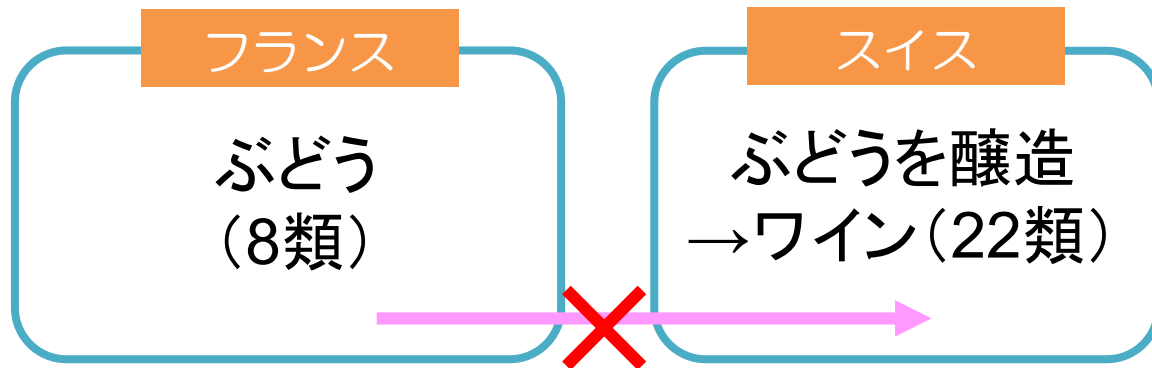
② 原産資格割合が四十パーセント以上であるこ
と(第三九・一六項から第三九・二六項までの
各項の製品への関税分類の変更を必要としな
い。) **又は**、

③ 使用される非原産材料についていずれかの締
約国において化学反応、精製、異性体分離の各
工程若しくは生物工学的工程を経ること(第
三九・一六項から第三九・二六項までの各項の
製品への関税分類の変更を必要としない。)

使用されている非原産
材料が満たすべき条件

品目別規則の読み方

(スイスからのワインの場合)



ぶどうをフランスから調達し、スイスで醸造しても、日スイスEPAの品目別規則を満たさない

輸入する製品のHS番号

二二一・〇四一
二二一・〇六

CCとは、各類、項、号の製品への他の類の材料からの変更を示す。

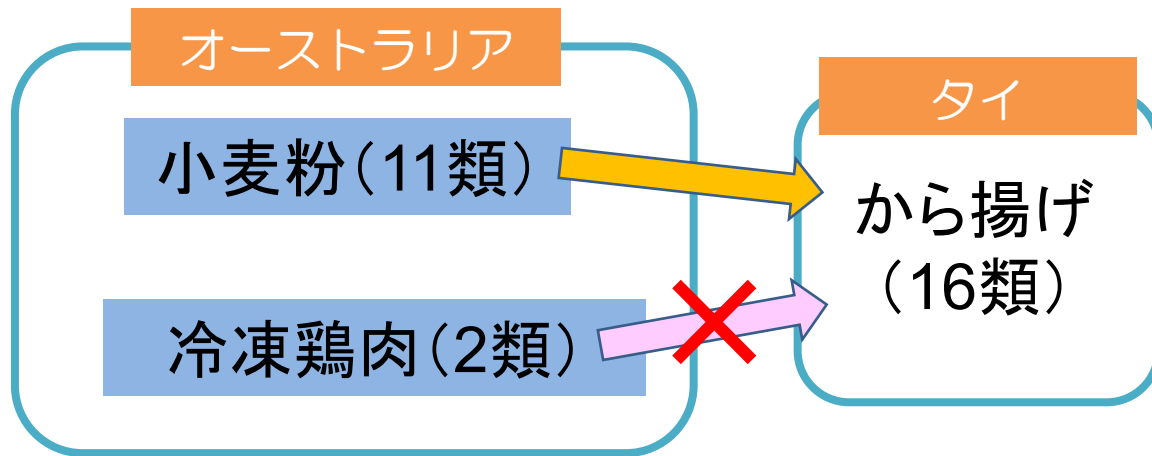
CC(第八類又は第二〇類からの変更を除く。)

使用されている非原産材料が満たすべき条件

【日スイスEPA品目別規則】

品目別規則の読み方

(タイからのから揚げの場合)



輸入する製品のHS番号

一六・〇一・一六・〇二

第一六・〇一・項又は第一六・〇二

項への他の類の材料からの変更(第一類又は第二類からの変更を除く。)

【日タイEPA品目別規則】

オーストラリアから調達した冷凍鶏肉をタイでから揚げにした場合、日タイEPAの品目別規則を満たさない

使用されている非原産材料が満たすべき条件

一般ルール

品目別規則に規定のない商品は、一般ルールを適用する。

	一般特惠	日アセアンEPA 日スイスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
一般 ルール	他の項の 材料から の変更	他の項の 材料からの 変更 <u>又は</u> 付加価値 40%以上	他の <u>号</u> の 材料からの 変更 <u>及び</u> 付加価値 <u>35%</u> 以上	全ての産品に ついて品目別 規則が規定さ れているため 一般ルールは 存在しない

税関ホームページの原産地規則ポータルで 経済連携協定の品目別規則が検索できます!



6桁のHSコードを入力いただくだけで、各経済連携協定の品目別規則を確認できます。また、品目毎・協定毎の一覧表からご確認いただくことも可能です。輸入貨物の原産性の確認や原産品申告書の作成の際にご活用ください。

ご利用方法1: 経済連携協定と品目を指定して検索する方法



1 原産地規則ポータルトップページの「品目別原産地規則の検索」をクリック



2 検索する経済連携協定を選択
同一種内の経済連携協定であれば、複数選択が可能です。

3 検索する品目のHSコードを入力
6桁のHSコードを入力します。

4 「検索」をクリック
検索条件を変更する場合には「リセット」をクリックします。

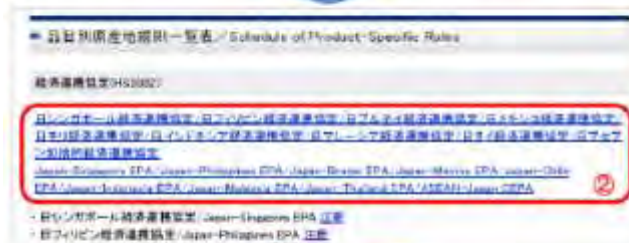


5 選択した品目と品目別規則が日本語/英語で表示されます
「注」の欄には関係する注釈(即注・懸注等)が表示されます。品目別規則とあわせてご確認ください。
「再検索」ボタンをクリックすると、検索画面に戻ります。

ご利用方法2: 経済連携協定または品目を指定して一貫する方法



1 原産地規則ポータルトップページの「品目別原産地規則一覧表」をクリック



2 検索する経済連携協定が含まれるカテゴリーをクリック

各協定の品目別規則の注釈、脚注・類注、付表等は、「注釈」をクリックしてご確認ください。



3 検索する経済連携協定または品目のいずれかをクリック

協定名を選択した場合には、選択した協定の1~97種の規則が一覧できます。

品名を選択した場合には、選択した数の複数の経済連携協定の規則が一覧できます。(ただし、同じバージョンの場合に限ります。)



4 検索結果が日本語/英語で表示されます

品名により検索する場合には、ブラウザの検索機能をご利用ください。

原産地規則に関するお問い合わせは、各税関の原産地調査室までお願いします。

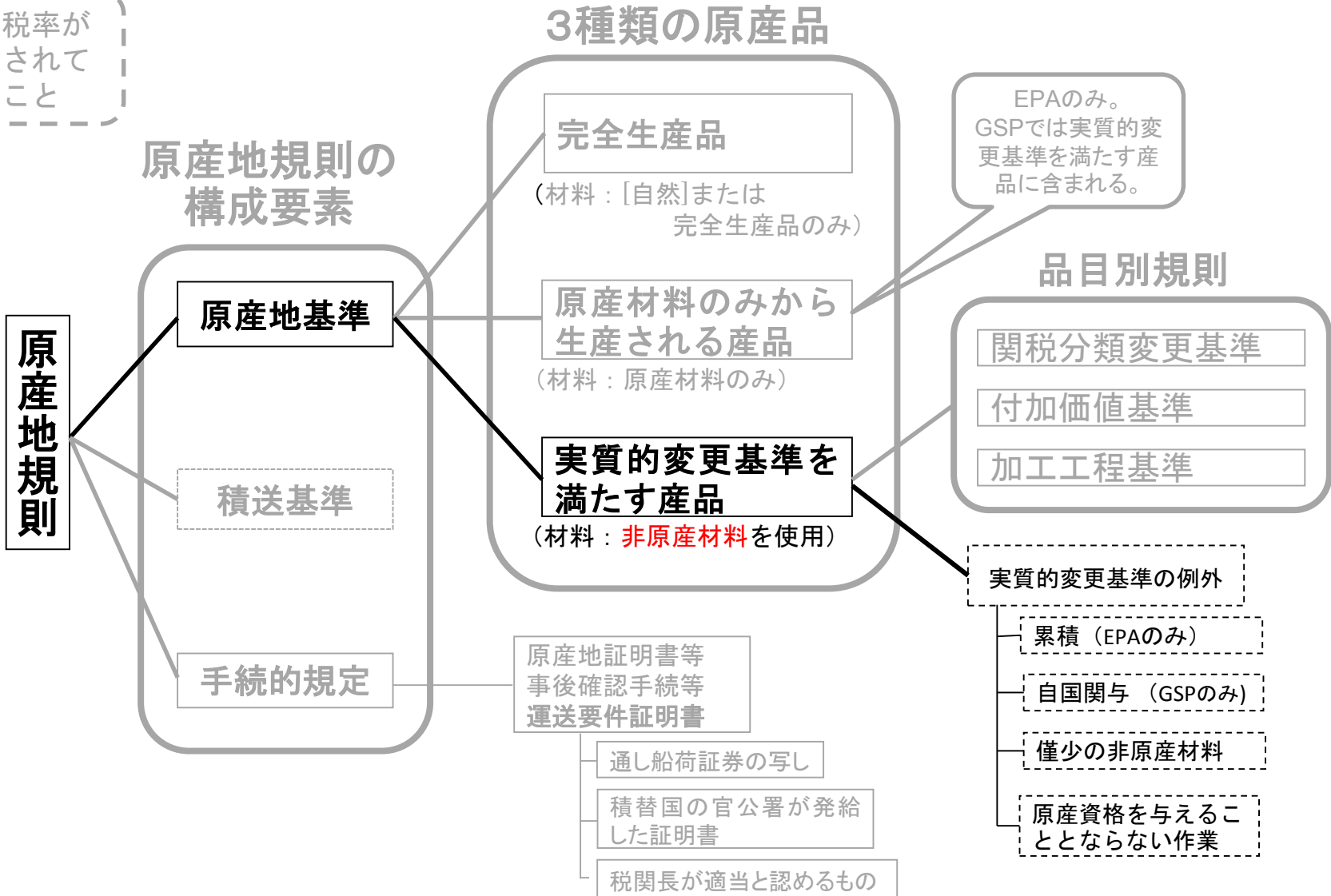
税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

原産地規則に関する各種資料は「原産地規則ポータル」へ

<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

原産地規則の構成要素の内容

特惠税率が設定されていること



実質的変更基準の例外

- 救済的な規定

① 累積(ACU: Accumulation)【EPA】

原産地証明書にACUの記載

② 自国関与基準【GSP】

ANNEXの添付

③ 僅少の非原産材料(DMI: De Minimis)
【EPA, GSP】

原産地証明書にDMIの記載(EPAのみ)

- 除外的な規定

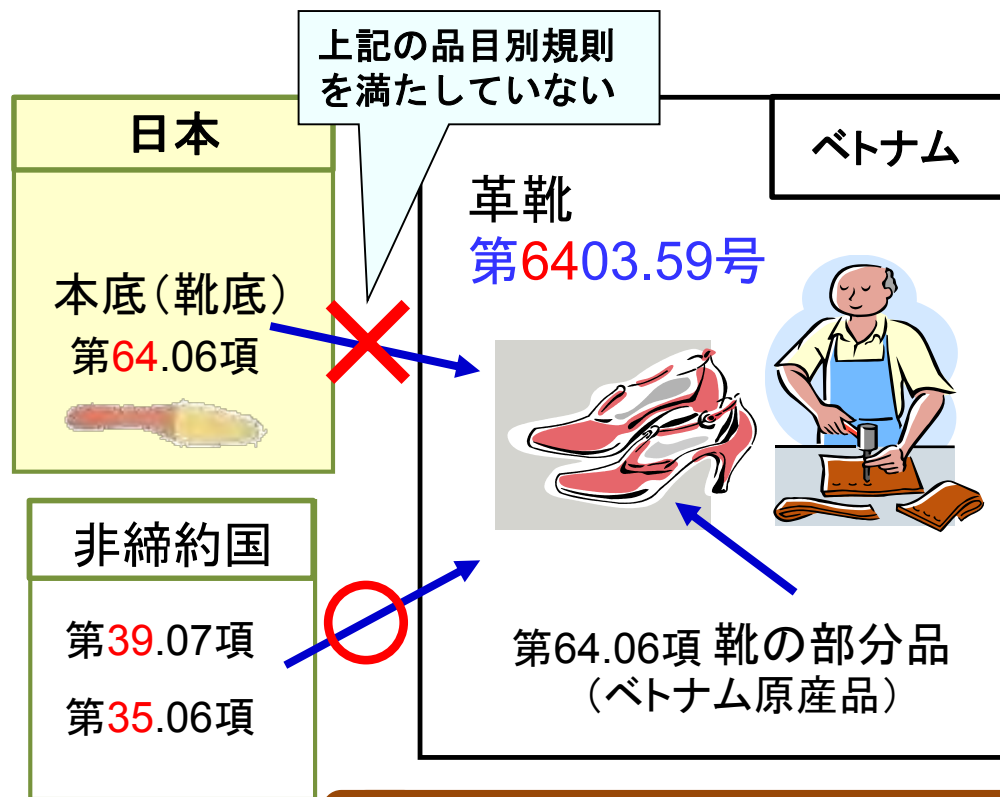
④ 原産資格を与えることとならない作業
【EPA, GSP】

① 累積 (EPA) ② 自国関与 (GSP)

EPA ◎ 締約国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

【日ベトナムEPAの例】

第6403.59号(革靴) 品目別規則: **CC(類変更)**



非原産材料の靴底が品目別規則を満たしていないことから、ベトナムの原産品とは認められない。

しかし...

もし靴底が締約国(日本)の原産品ならば、累積の規定を適用して、革靴は日ベトナムEPA上のベトナム原産品と認めることが可能となる。

※締約国から輸出しただけでは不可。締約国の原産品であることが必要。

原産地証明書に「ACU」の記載が必要

**G
S
P**

- ② 自国関与
- ・日本から輸出された材料であれば適用可能
 - ・原産地証明書にANNEX(原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書)の添付が必要
 - ・一部除外品目あり(革製の鞆類、革製の履物等)

③ 僅少の非原産材料

◎ 関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

【日アセアンEPAの例】

第1803.10号(ココアペースト)品目別規則: CC(類変更)

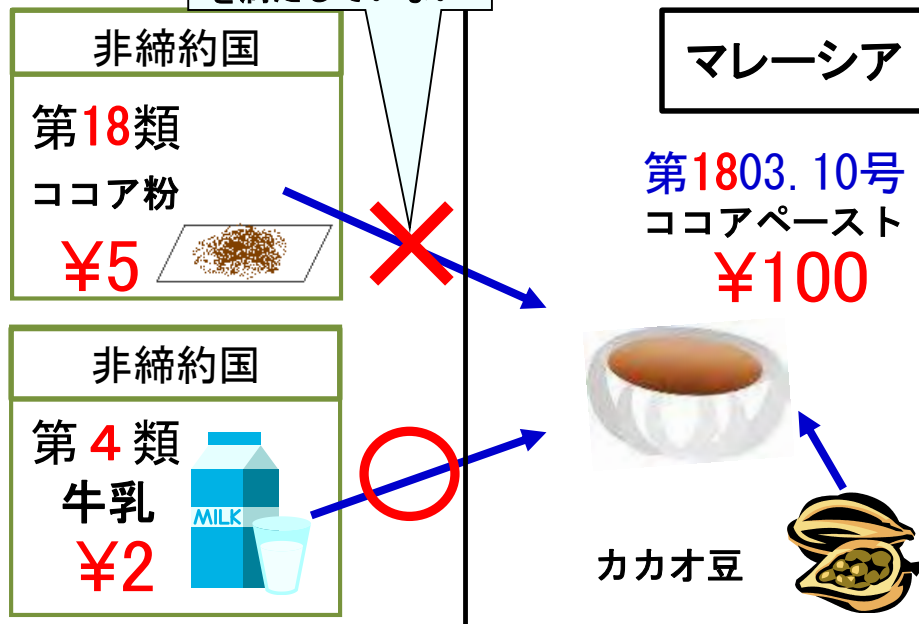
ココア粉が、品目別規則を満たしていないことから、ココアペーストは日アセアンEPA上のマレーシア原産品とは認められない。

日アセアンEPAの場合、18類の製品については、規則を満たさない非原産材料のCIF価格が、製品のFOB価格の10%以下なら**僅少の規定が適用可能**。

各EPAごとに品目・割合等は異なる

ココア粉の価額はココアペーストの**価額の5%**。僅少の規定の適用によりココアペーストは**日アセアンEPA上のマレーシア原産品**と認めることが可能となる。

上記の品目別規則を満たしていない



- G** 対象品目は**繊維製品50-63類**に分類されるものののみ
- S** 品目別規則を満たさない非原産材料の総重量が製品の総重量の10%以下であれば適用可能
- P** DMIの記載は不要

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第1類	第2類、第3類	第4類-第8類	第9類	第10類-第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	
日シンガポール	×										製品のFOB価額の7%以下	×				
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下(※1)	×	製品の取引価額の10%以下(※1)				×	製品の取引価額の10%以下(※1)								
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×															
日チリ	×								製品のFOB価額の7%以下	2008.92：製品のFOB価額の10%以下 2008.92以外：製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の7%以下	×				
日タイ	×					製品のFOB価額の7%以下										
日アセアン包括	×				製品のFOB価額の10%以下	×	1803.10、1803.20、1805.00：製品のFOB価額の10%以下 その他：×	製品のFOB価額の10%以下	2103.90：製品のFOB価額の7%以下 その他：×	製品のFOB価額の10%以下		×				
日スイス	製品の工場渡し価額の7%以下															
日ベトナム	×		0901.21、0901.22：製品のFOB価額の10%以下 その他：×	×		製品のFOB価額の10%以下	×	1803.10、1803.20、1805.00：製品のFOB価額の10%以下 その他：×	製品のFOB価額の10%以下	2103.90：製品のFOB価額の7%以下 その他：×	製品のFOB価額の10%以下		×			
日インド	×				製品のFOB価額の7%以下	1604.20、1605.20、1605.90：×	製品のFOB価額の7%以下			2101.11、2101.20、2106.10、2106.90：×	2207.10、2207.20：×	製品のFOB価額の7%以下				
日ペルー	製品のFOB価額の10%以下(※2)	×	製品のFOB価額の10%以下(※2)				×	製品のFOB価額の10%以下(※2)								
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下(※3)															
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下(※4)															

※1：製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。
 ※2：製品の生産に使用する非原産材料が協定第44条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。
 ※3：製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・4条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。
 ※4：製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・6条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。



僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第25類	第26類-第27類	第28類	第29類	第30類-第34類	第35類	第36類-第37類	第38類	第39類-第45類	第46類	第47類-第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類-第63類	第64類-第97類
日シンガポール	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下(※1)		製品の取引価額の10%以下									関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※5)				製品の取引価額の10%以下	
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日チリ	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日タイ	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日アセアン包括	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日スイス	製品の工場渡し価額の10%以下(※6)											製品の重量の7%以下				製品の工場渡し価額の10%以下	
日ベトナム	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日インド	2501.00：製品のFOB価額の7%以下	×	製品のFOB価額の10%以下	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00：製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	3505.10, 3505.20：製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	3809.10, 3824.60：製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	4601.29, 4601.94, 4602.19：×	製品のFOB価額の10%以下	5001.00, 5003.00：×	51.02, 51.03：×	52.01—52.03：×	53.01, 53.02：×	製品の重量の7%以下	製品のFOB価額の10%以下
その他：×	2905.44：×			3502.11, 3502.19：×		その他：製品のFOB価額の10%以下		その他：製品のFOB価額の10%以下		その他：製品のFOB価額の10%以下		その他：製品のFOB価額の10%以下	その他：製品の重量の7%以下				
日ペルー	製品のFOB価額の10%以下											製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下											製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下											製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	

※1：製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。
 ※5：製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として当該製品が原産品と認められない場合に限り適用される。
 ※6：例外として、第32.04項及び第34.02項は、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

累積又は僅少の非原産材料の規定を適用した際の
 原産地証明書への記載

1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. KAWASAN INDUSTRI MODERN CIKANDE JL. MODERN INDUSTRY X KAV.G2 SERANG, VIETNAM			Reference No. THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT)		
2. Goods consigned to (Importer's/Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-3-12, IRIFUNE MINATOKU NAGOYA-SHI, JAPAN			CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ Issued in <u>VIETNAM</u> (Country) See Notes Overleaf		
3. Means of transport and route (as far as known) By sea from HAIPHONG, VIETNAM Shipment date September 24, 2010 Vessel's name/Aircraft etc. ZEIKANMARU Port of discharge NAGOYA, JAPAN			4. For Official Use <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s) Signature of Authorised Signatory of the Importing Country		
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)	8. Origin criteria (see Notes overleaf)	9. Quantity (gross or net weight or other quantity) and value, e.g. FOB if required by exporting Party	10. Number and date of Invoices
1.	NO MARK 600CTNS	FOOTWEAR HS CODE : 6403.59	CTC "ACU" "DMI"	GROSS WEIGHT: 4,700KGM	ZP001 September 15,2010
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in VIETNAM (Country) and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to JAPAN (Importing Country) HAI PHONG 16. Sep. 2010 Place and date, name, signature and company of authorised signatory			12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.   HAI PHONG 16. Sep. 2010 Place and date, signature and stamp of certifying authority		
13. <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing			<input type="checkbox"/> Back-to-Back CO		
			<input type="checkbox"/> Issued Retroactively		

ベトナム発給の
 日アセアンEPA
 原産地証明書

特惠符号(ここでは関税分類変更基準CTC = change of tariff classification)にACUやDMIを併記する。

ACU、DMIを適用して、第6403.59号の品目別規則を満たしたことを示す。

参考

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名		アセアン包括	インド	インドネシア	オーストラリア	タイ	チリ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ペルー	マレーシア	メキシコ	モンゴル	一般特惠	
完全生産品		WO	A	A	WO	WO	A	A	A	WO	(a)	A	A	A	P	
原産材料からなる産品		PE	B	B	PE	PE	B	B	B	PE	(b)	B	B	B	W+HS4桁	
実質的変更基準を満たす産品	一般ルールを満たす産品	HSコード4桁変更	CTH	B※1	—	—	—	—	—	CTH	—	—	—	—	W+HS4桁	
		付加価値基準	RVC	B	—	—	—	—	—	LVC	—	—	—	—	—	
	品目別規則を満たす産品	関税分類変更基準	CTC	B	C	PSR	PS	C	C	C	CTC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		付加価値基準	RVC	B	C	PSR	PS	C	C	C	LVC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		加工工程基準	SP	B	C	PSR	PS	C	C	C	SP	(c)	C	C	C	W+HS4桁
	その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製品に係る「適性証明書」が必要)		—	—	—	—	—	D	—	—	—	—	—	D TPL	—	—
適用する場合記載	累積	ACU	ACU	ACU	—※2	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	—	ACU	ACU	ACU	—	
	僅少の非原産材料	DMI	DMI	DMI	—※2	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	—	DMI	DMI	DMI	—	
	代替性のある産品及び材料	—	FGM	FGM	—※2	—	FGM	FGM	FGM	IIM	—	FGM	FGM	—	—	

※1 日インドEPAの一般ルールはHS6桁変更 ※2 記載は必要だが、記号は定められていない

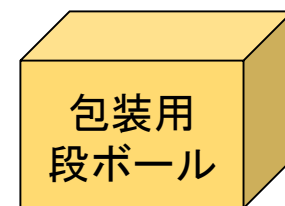
(注) 日シンガポールEPA、日スイスEPAの各原産地証明書には記載されない。

④原産資格を与えることとならない作業

特定の作業が行われることのみをもって、品目別規則に定める関税分類変更基準、または、加工工程基準を満たすものとは**しない**規定

日アセアンEPA第30条

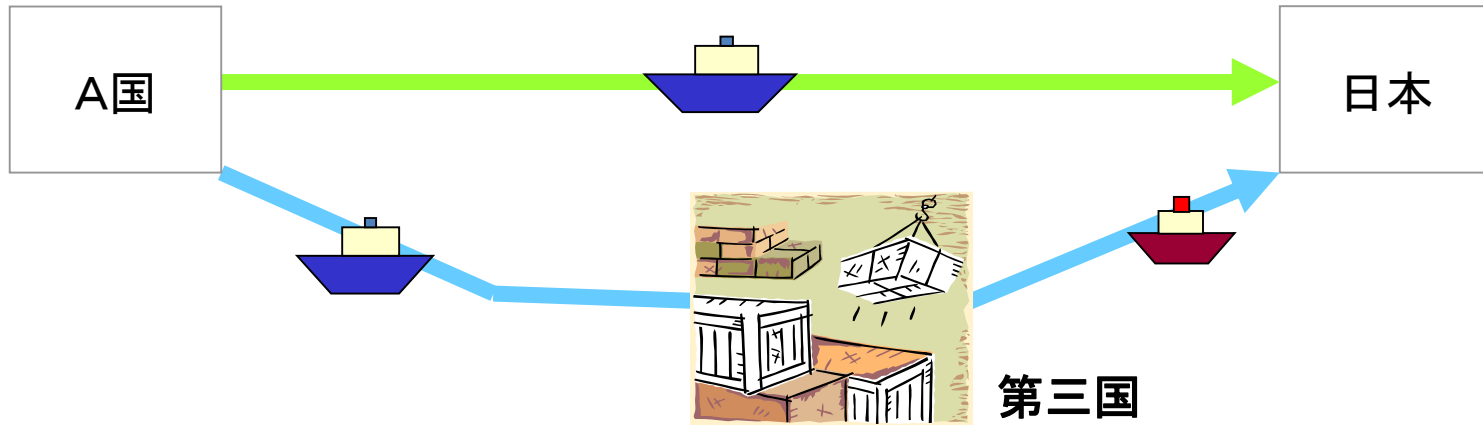
- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業
(乾燥、冷凍、塩水漬け等)等
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a)から(f)までの作業の組合せ



3. 積送基準と手続的要件

積送基準を満たしていること

(= 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと)



条件

- 直接運送されること
- 第三国を経由する場合には、当該第三国において許容される作業は、積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業のみ

手続的要件（＝税関に対して原産地証明書及び（必要に応じ） 運送要件証明書を提出するなど、必要な手続を行うこと）

原則

①原産地証明書

※日スイス・日メキシコ・日ペルーEPA
については原産地申告制度もあり
※日オーストラリアEPAについては
自己申告制度もあり

を輸入申告時に提出すること

（関税法施行令第61条第4項、8項）

②運送要件証明書

第三国を經由し
日本に運送され
た場合。

①～③のい
ずれかを提出。

- ①通し船荷証券（通しB/L）の写し
- ②積替国の税関、官公署が発給した証明書
- ③税関長が適当と認めるもの

例外

【提出免除】

- ・ 課税価格の総額が20万円以下の貨物（少額特惠）【EPA、GSP】
…原産地証明書及び運送要件証明書の提出免除
- ・ 税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた
物品（明らか物品）【GSP】…原産地証明書の提出免除

提出を免除する
のみ。
実際に満たして
いることは必
要！

【提出猶予】

下記のいずれかの場合、原則として2か月以内で適当な期間、原産地証明書の提出猶予の取扱いが可能（関税法基本通達68-5-15, 16）

- －災害その他やむを得ない理由がある場合
- －輸入許可前引取（BP）を行なう場合

※日タイEPA
の場合
(Form JTEPA)

ORIGINAL

from (Exporter's business name, address, country) Reference No.

AGREEMENT BETWEEN
THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN
FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP

CERTIFICATE OF ORIGIN
(Combined declaration and certificate)
FORM JTEPA

Issued in THAILAND
(country)

2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)

3. Means of transport and route (as far as known)

"ISSUED RETROACTIVELY,
date of shipment is"

5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages: description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country) <small>Page: 1 of 1</small>	8. Origin criteria (See Notice Overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
1		HS 9000	999	KGS	
		TOTAL			


11. Declaration by the exporter:
The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in

THAILAND
(country)

and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to

JAPAN

12. Certification:
It is hereby certified, on the basis of documents submitted, that the declaration by the exporter is correct.



CHANGMAKUTCHAI
MINISTER

- 4000 007

Printed and sent by special agreement

Printed and sent by special agreement

原産地証明書とは

輸入貨物が**特惠税率**を適用しようとする国の**原産品**であることを証明した書類のこと。

適用する特惠税率に適した原産地証明書が必要

- GSP**→Form A
- 日タイEPA**→Form JTEPA
- 日アセアンEPA**→Form AJ

AGREEMENT BETWEEN
THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN
FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP

CERTIFICATE OF ORIGIN
(Combined declaration and certificate)
FORM JTEPA

Issued in THAILAND
(country)

荷受地が特惠適用国
(タイ)、積込地が第
三国(マレーシア)、
取卸地が日本である。



貨物が特惠適用国から
第三国を経由して
日本まで運送されること
が保証されている。



通しB/Lと認められる。



積送基準を満たし
ていることが証明
された！！

Customs Line ORIGINAL BILL OF LADING (NON NEGOTIABLE UNLESS CONSIGNED TO ORDER)

SHIPPER/EXPORTER DANULIN FREIGHTS S.M. CO. LTD.		BOOKING NO.	BILL OF LADING NO. CLSL1080074
COMMODITY TAIPEI		EXPORT REFERENCES	
NOTIFY PARTY		FORWARDING AGENT REFERENCES	
PRO-CARRIAGE BY SEA		PLACE OF RECEIPT CHIANGMAI THAILAND	RECEIVED by the Carrier from the shipper
OCEAN VESSEL VOYAGE NO./FLIGHT NO. ZEIKANMARU	PORT OF LOADING PENANG MALAYSIA	FINAL DESTINATION	
PORT OF DISCHARGE TO KYO, JAPAN	PLACE OF DELIVERY	TYPE	
CONTENTS/WEIGHT/SEAL NO.S. MARKS & NUMBERS	QUANTITY	DESCRIPTION OF GOODS	NET WEIGHT
BAGS (in dia) C/T No:1-25	25 CARTONS	Leather Bag TOTAL : TWENTY FIVE CTNS	500 Kg
FREIGHT & CHARGES			
CODE	TARIFF ITEM	FREIGHTED AS/RATE	PREPAID
			COLLECT
			DATE CARGO RECEIVED MAR. 3, 2013
			DATE LADEN ON BOARD MAR. 3, 2013
			PLACE OF BILLS OF LADING ISSUE MAR. 3, 2013
			DATED MAR. 3, 2013
SIGNED BY			

取卸地(Discharge)
日本(東京)

荷受地(RECEIPT)
タイ

積込地(Loadng)
マレーシア

第三国(マレーシア)を経由して
いるので通しB/Lが必要。

運送要件証明書
について
(日タイEPAの例)

経路

タイ
↓(陸路)
マレーシア
↓(海路)
日本

【原産地申告とは】

製品について特定できるよう十分詳細に記述された仕入書、納品書その他の商業文書上に、認定輸出者が作成するもの。協定に規定する原産地証明の一つであり、**原産地証明書**の提出は**不要**となる。

日スイスEPA

“The exporter of the products covered by this document (**認定輸出者の認定番号**) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of **(産品の原産地(Switzerland))** preferential origin.”

日メキシコEPA

“The exporter of the goods covered by this document (**認定輸出者の認定番号**) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Mexico-Japan EPA.”

日ペルー EPA

“The exporter of the goods covered by this document (**認定輸出者の認定番号**) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of **(産品の原産地(Peru))** preferential origin under Peru-Japan EPA.

(場所及び日付*)”

※原則これらの文言通りに記載されていること。
英語で記載すること。手書きは不可。

(*)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

【日豪EPAの自己申告制度】

日オーストラリアEPA上の原産地に関する証拠書類の種類
 日オーストラリアEPA第3.17条の規定により、

原産地証明書

第三者証明制度によるもの
 (※様式はACCI発給のものやAIG
 発給のもの2種類あります)

原産地証明書

または

原産品申告書

自己申告制度によるもの

+

原産品
 申告
 明細書
 関係書
 類(契約
 書、総
 部品表
 等)
 原産品であることを
 明らかにする書類

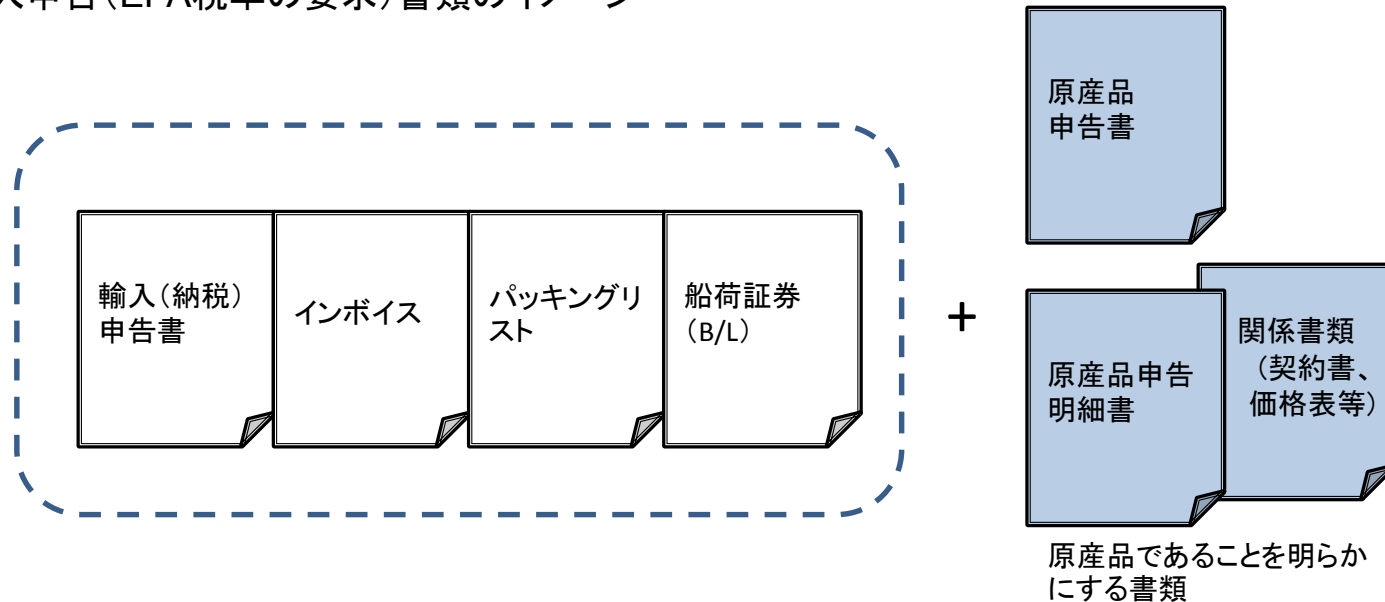
原産品申告書

のいずれかの文書が特惠待遇要求(=日豪EPA税率での申告)の際に提出
 する証拠書類。

【自己申告制度の具体的な輸入申告方法】

- ◆ 通常の輸入申告書類に加え、原則として、原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。
- ◆ NACCSを利用して電子的に提出が可能(原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類の原本の提出は不要)。
- ◆ 原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類を提出する際に使用する書面については、税関様式として定める。

※輸入申告(EPA税率の要求)書類のイメージ



詳細は、日豪EPA「自己申告制度」利用の手引き 参照
(<http://www.customs.go.jp/news/news/jikoshinkoku/riyou.pdf>)

「自己申告制度利用の手引き」はこちらから確認できます



(下にスクロール)

ピックアップ

(ピックアップ中)
原産地規則ポータル

①税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>) トップページから下にスクロールし、「ピックアップ」中「原産地規則ポータル」をクリックします。

②原産地規則ポータル中「原産地証明手続」をクリックします。



(下にスクロール)

③下にスクロールすると、「自己申告制度利用の手引き」を確認できます。

「不備のある原産地証明書等の取扱い」について

税関HPには、「不備のある(EPA/GSP)原産地証明書等の取扱い」が掲載されています。
 ご不明な点があれば、資料を添えて原産地調査官部門にご相談ください。

記載事項漏れなどの不備がないことが原則です。次回に同様の輸入申告がある場合には、訂正をお願いします。

不備のある経済連携協定(EPA)原産地証明書等の取扱い

○不備のある原産地証明書等が有効とされた場合においても、次回以降は、該協定の不備のない原産地証明書を提出するようにしてください。
 ○原産地証明書等が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特恵税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、返戻状であってもEPA特恵税率の適用が認められません。

【EPA原産地証明書】 平成29年1月1日現在

分類	記載項目	不備の内容	取扱い	
原産地証明書の真実性	申請書共通	明らかな印字の誤り	有効	
		承認以外による記号	原則無効 国名を除き、日付等明らかな場合は有効。 (メキシコは例外がある。)	
	様式	指定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一部特恵(GSP)原産地証明書を入力した場合)		と対象以外の規定様式ではない場合には、原産地調査官等に特照してください。
		記載事項が増減を有しない事によって、漏記、削除又は書きかえられた原産地証明書		
		原本でない原産地証明書の提出		
		有効期間が経過した原産地証明書		訂正その他を得ない限りその期間を経過した場合は有効。
	有効期間の範囲	印刷の範囲		
		印刷が不完全		必要に応じて原産地調査官等に特照してください。
		開始不可法、有効期間の範囲		
	輸出者の申請	輸出業者名の記載		
所属地の記載			輸出者が申請していることが明らか場合は有効。	
原産国の記載				
その他	背書欄における有効期間の記載			
	商品名称の文章の記載 背書欄の文章の記載		有効 原産地証明書の真実性が明らか場合は異なる。	
輸出貨物の同一性	選送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の特記		
	輸出者、輸入者の名称・住所等	輸出者名、住所のインボイスとの相違又は脱落		
		輸入者名、住所のインボイスとの相違又は脱落。「To order」の記載しがない		
	インボイス番号	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落 (メーカーズインボイス番号の記載を含む)		有効 別記欄記載欄にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、もしくは輸入者が実際に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前表示を取得している場合を含む。)に該当する。 注：複数の箇所に不備がある場合には、原産地調査官等に特照してください。
		インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落		
	数量又は数量等	数量の範囲、又は貨物数量との相違		
包装の範囲、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落			
品名	インボイス等との相違又は脱落(※)			
貨物の原産性	切手等(スイスは記号不要)	輸入申告における適用範囲との相違	原則無効 ただし、輸入者が実際に基づいて原産品であることを明らかにできる場合、(文書による原産地に関する事前表示)を取得している場合は有効。 注：品名から判断困難な場合は異なる。	
		印像	数量自身と品名の記載の相違等、必要に応じて原産地調査官等に特照してください。	
	特恵基準(シンガポール及びメキシコは記載なし)	指定の判断材料による記載		品名から判断困難な場合は異なる。
		特恵基準(注1、注2及び材料に関する記載を含む)の脱落		
		特恵税率等の特記		
【原産地申告(日スイス、日ペルー及び日メキシコ協定)】				
真実性	認定輸出者にかかる申告文	認定業者又は原産地の相違・脱落	有効	
		認定輸出者以外の者により作成された申告文		
		認定申告文との相違・脱落	有効 原産地申告であることが明らか場合は異なる。	

(例) 記載HS番号が適用HS番号と相違する場合 (日ベトナム協定)

4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s):	5. Preference criteria	6
FROZEN SHRIMP HS: <u>1605.29</u>	"CTC"	2

HS番号が相違
(申告HS 0306.17)

ベトナムから冷凍エビを輸入する。

HS 0306.17で申告予定(適用税番)。

取得した日ベトナム協定原産地証明書を確認したところ、

HS番号が1605.29と記載され(記載税番)ており、適用税番と相違していた。

理由を確認したところ、当該貨物は打ち粉をしたエビであり現地では調製品として16類と記載されたが、粉付きが不十分なものとして03類で申告することとなったため。

品名、重量等その他記載事項に不備はない。

有効な原産地証明書として認められるか。

(例) 記載HS番号が適用HS番号と相違する場合（日ベトナム協定）

4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s):	5. Preference	6
FROZEN SHRIMP	"CTC"	2
HS: 1605.29		

CTC: 品目別規則を満たす産品

HS番号が相違
(申告HS 0306.17)

HS番号の相違は**原則無効**であるが、輸入者が**資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は有効**と取り扱う。

→特惠符号(CTC)から品目別規則を満たす産品であることがわかる。

→資料(文書による事前教示、材料表等)から**HS 0306.17の品目別規則を満たしていることを証明**できれば、原産品であることを明らかにできる。

参考

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名		アセアン包括	インド	インドネシア	オーストラリア	タイ	チリ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ペルー	マレーシア	メキシコ	モンゴル	一般特惠	
完全生産品		WO	A	A	WO	WO	A	A	A	WO	(a)	A	A	A	P	
原産材料からなる産品		PE	B	B	PE	PE	B	B	B	PE	(b)	B	B	B	W+HS4桁	
実質的変更基準を満たす産品	一般ルールを満たす産品	HSコード4桁変更	CTH	B※1	—	—	—	—	—	CTH	—	—	—	—	W+HS4桁	
	付加価値基準		RVC	B	—	—	—	—	—	LVC	—	—	—	—	—	
	関税分類変更基準		CTC	B	C	PSR	PS	C	C	CTC	(c)	C	C	C	W+HS4桁	
	品目別規則を満たす産品	付加価値基準		RVC	B	C	PSR	PS	C	C	LVC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
	加工工程基準		SP	B	C	PSR	PS	C	C	C	SP	(c)	C	C	C	W+HS4桁
その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製品に係る「適性証明書」が必要)			—	—	—	—	D	—	—	—	—	—	D TPL	—	—	
適用する場合記載	累積		ACU	ACU	—※2	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	—	ACU	ACU	ACU	—	
	僅少の非原産材料		DMI	DMI	—※2	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	—	DMI	DMI	DMI	—	
	代替性のある産品及び材料		—	FGM	FGM	—※2	—	FGM	FGM	FGM	IIM	—	FGM	FGM	—	

※1 日インドEPAの一般ルールはHS6桁変更 ※2 記載は必要だが、記号は定められていない

(注) 日シンガポールEPA、日スイスEPAの各原産地証明書には記載されない。

(例) 記載HS番号が適用HS番号と相違する場合 (日ベトナム協定)

(材料表を用いて明らかにした例)

ZEIKAN SHOJI CO.,LTD

FROZEN SHRIMP

<材料一覧>

材料	HS CODE	原産国
エビ		ベトナム
打ち粉		ベトナム
食塩	25.01	タイ
調味料	21.03	タイ

日ベトナム協定 03類品目別規則:
CC(他の類の材料からの変更)



非原産材料(ベトナム以外の材料)は
3類以外であればよい!



非原産材料は全て**3類以外**であり、
品目別規則を満たす。



当該エビはベトナムの原産品と認められるため、
原産地証明書のHS番号が相違していても、
特惠適用が可能!!

(注意) 上記は一例であり説明の都合上簡易化したものである。どのような資料を用い、どの程度の情報の記載を要するかは個別判断となるが、原則**全ての材料について、品目別規則を満たしていることを明らかに**する必要がある。また**品目別規則に抵触する可能性が高い材料は、HS番号や原産国等について判断の参考となる記載が必要**となることもある。なお、文書による原産地に関する事前教示を取得している貨物であれば追加資料は要さず、原産品であることを明らかにしたものと認められる。

4. その他

特惠税率はこちらから確認できます

(例) 19類の場合

①『輸出入の手続き』をクリック

②『実行関税率表』をクリック

③『実行関税率表』(最新版は2017年5月16日版)をクリック

③(第19類の)税率をクリック

④GSP、各EPAの特惠税率を確認できます
(空欄の箇所には特惠税率は設定されていません)

税関ホームページ
<http://www.customs.go.jp/>

品目	品名	税率	GSP	EPA
1901	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物			
1902	糖類及び砂糖菓子			
1903	ココア及びその調製品			
1904	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品			

各EPAの内容はこちらから確認できます



(下にスクロール)

ピックアップ

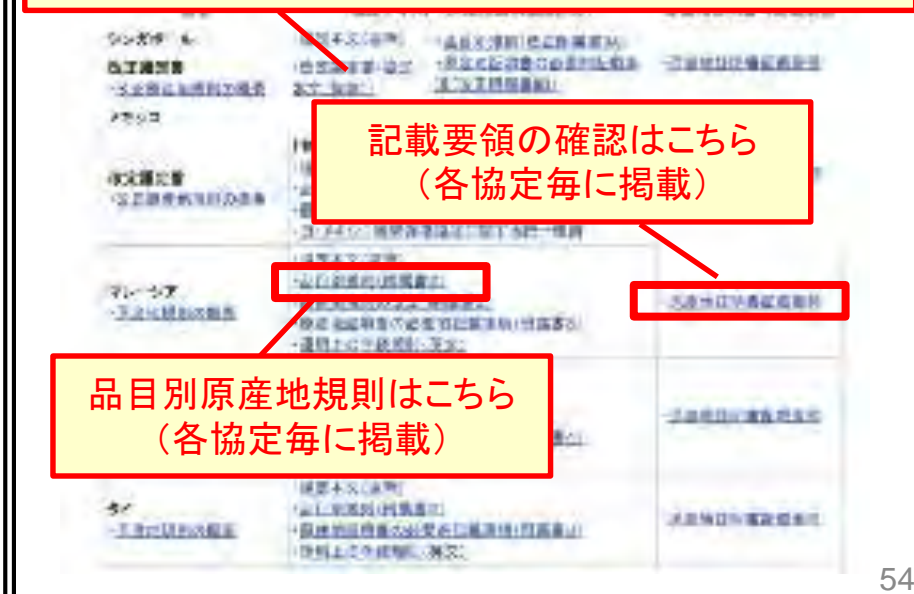
(ピックアップ中)
原産地規則ポータル

①税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)トップページから下にスクロールし、「ピックアップ」中「原産地規則ポータル」をクリックします。

②原産地規則ポータル中「協定・法令等」をクリックします。



③各協定の品目別規則・原産地証明書記載要領等を確認できます。



記載要領の確認はこちら
(各協定毎に掲載)

品目別原産地規則はこちら
(各協定毎に掲載)

「不備のある原産地証明書等の取扱い」等はこちらから確認できます



(下にスクロール)

ピックアップ

政策

原産地規則ポータル

原産地証明手続

「原産地証明手続」をクリックすると、以下のファイルを確認できます。

- ・各原産地証明書の記載要領、記載事項の比較表
- ・経済連携協定の通関手続きについて
- ・GSPの原産地証明書発給機関一覧
- ・「自己申告制度」利用の手引き
- ・「不備のある（EPA/GSP）原産地証明書等の取扱い」について

税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)トップページから下にスクロールし、「ピックアップ」の「政策」中「原産地規則ポータル」をクリックします。

税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp/>

輸出者の皆様へ

○ EPAの内容は、日本及び締約相手国でも取り扱いと同じですので、原産地規則を満たせば、輸出締約国でも特恵税率で申告できます。

○ 輸出の際にご参考となるHPの例

- ・ 税関HP「リーフレット(かんたんEPA(経済連携協定)ガイド ご存知ですか？EPA」
http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/EPA_guide.pdf
- ・ 特定原産地証明書の取得について・・・日本商工会議所HP
<http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>
- ・ 輸出先締約相手国における譲許表を調べる・・・外務省HP
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>
(各EPAの英文テキストに各国の譲許表が掲載されています)
- ・ 輸出先締約相手国の情報を入手する・・・日本貿易振興機構(ジェトロ)
<http://www.jetro.go.jp/>

【リーフレット】特惠税率適用に関する「事後確認」の実施について

特惠税率適用に関する「事後確認」の実施について

「事後確認」とは、経済連携協定又は一般特惠関税制度の下で、特惠税率を適用して輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについての確認を行うことをいいます。

(1) 事後確認の目的

経済連携協定又は一般特惠関税制度を利用して特惠税率を適用するためには、輸入する貨物が相手国の原産品である必要があります。

事後確認においては、輸入申告された貨物が原産品であることを確認することによって、特惠税率の便益の適正な確保を目的としています。

(2) 事後確認の方法

輸入者に対する事後確認は、原則として、書面による情報提供要請により実施されます。

税関は、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。

(3) 質問及び回答内容

税関から輸入者に質問書を送付します。

質問書には、確認の対象となる貨物及び確認内容が記載されています。当該貨物が原産品であるか否かを確認するために、当該貨物の生産に係る契約書、仕入書、価格表、部品品表、製造工程表などの資料を提出いただくこととなります。

(4) 回答期限

税関への回答期限は、質問書に記載されています。基本的に質問書到着の日から30日となります。

(5) 事後確認の結果

輸入者からの回答によって、税関が原産品であることを確認できた場合には特惠関税の適用が承認されます。一方、輸入者が回答をしない場合や不十分な情報の提供しかない場合には、特惠税率の適用が否認されることがあるためご注意ください。さらに、回答内容によっては、税関から取引相手である輸出者や発給機関に対し情報提供要請や現地への訪問検証を行うこともあります。以上の結果、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、特惠税率の適用が否認されることとなり、また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。

※各税関に異なる回答期限は、http://www.customs.go.jp/press/2013/03/03_130303_01.htmlを参照してください。

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
仙台税関	hhd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-8174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3157
神戸税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
福岡税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
福岡地方税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7880	098-363-0380

税関ホームページ 国庫地方別課税課「事後確認」http://www.customs.go.jp/mst/press/infocntr/20130303_01.html

(参考)「事後確認」に関するQ&A

Q.1 輸出者から送付された原産地証明書によって特惠税率を適用しており、輸入貨物が原産地規則を満たす原産品であるかどうかを確認するための資料が手元がない。事後確認の要請に対してどのように対応したらよいか。

A.1 特惠税率は原産品である貨物に対してのみ適用されるものであり、輸入者は納税義務者、特惠税率の適用により直接便益を受ける者として、貨物の原産性を証明する義務があります。

手元に資料がない場合には、輸出者より、貨物の原産性に関する情報入手して頂き、それを元に、税関への回答を御願います。なお、企業秘密等の理由により輸出者から情報が得られないような特別な事情がある場合には、税関にご相談ください。その場合には、税関より、取引相手である輸出者等に対して事後確認を実施することがあります。

Q.2 第三者証明制度の場合には、貨物の原産性は原産地証明書によって既に証明されているのではないかと。

A.2 世界的なEPAの増加等を踏まえ相手国の発給機関において十分な原産性の審査がなされないまま原産性のない貨物に対して原産地証明書が発給される事案や、更には偽造の原産地証明書が税関に提出される事案が発生しており、特惠税率の適正な適用の確保を図っていく観点から、第三者証明制度の場合であっても事後確認が必要となります。

前述のとおり、輸入者には納税義務者、特惠関税の直接の受益者として、貨物の原産性を証明する責任があることから、特惠関税の適用に際しては、原産性のある貨物に対して原産地証明書が正しく発給されているのかをよくご確認ください。

Q.3 「事後確認」の結果、特惠税率を適用して輸入した貨物について、事後に特惠否認される事態を避けるためにはどうしたらよいか。

A.3 特惠税率の適用を受けようとする貨物について、原産地規則を満たす相手国の原産品であるかどうかを、必要に応じて原産性を証明する書類を入手するなどして、輸出者等に事前によく確認した上、特惠税率の適用を申告して頂くことが重要です。

また事前告示制度を利用して頂ければ、輸入申告前に貨物の原産性について税関から回答が得られるため、円滑な通関が確保できるほか、事後的に特惠否認される事態を避ける手段の一つにもなります。

Q.4 その他、「事後確認」に関する具体的な手続等について知りたい場合にはどうしたらよいか。

A.4 前ページの各税関の原産地調査官まで御願います。

輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
関税分類、原産地、関税評価、減免税についての



「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の分類(税番)、関税率、原産地、課税価格の算出
方法、減免税の適用の可否等を文書で照会し、回答を文書で受けることが
できる制度で、

- 事前に税番・税率等がわかるので、原価計算が確実にでき、輸入計画や販売
計画が立てやすくなる。
- 貨物の税番・税率等がわかっているため、貨物の引取りが早くなる。
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し3年間尊重される。

などのメリットがあります。



カスタム君

◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
- ・トップページの右側の「▼税関手続きの案内」→「税関様式及び記載要領」→「関税法関係[C]」
で様式の一覧表が表示されます。
 - 関税分類については、「事前教示に関する照会書 (C-1000)」
 - 原産地については、「事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」
 - 関税評価については、「事前教示に関する照会書(関税評価照会用) (C-1000-6)」
 - 減免税については、「事前教示に関する照会書(減免税照会用) (C-1000-22)」

◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19の2、7-19の4をご参照ください。 》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

ご清聴ありがとうございました。

不明な点があれば

総括原産地調査官（東京担当）

03(3599)6527

にご照会ください！

